

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	9

改 正 案	現 行
<p>（指揮通信システム企画課）</p> <p>第六十七条 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るもの及び宇宙に関する領域に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（総務課）</p> <p>第三百二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 各部、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>六～十一 （略）</p> <p>（人事教育部の分課）</p> <p>第四百四十一条 人事教育部に、次の四課を置く。</p> <p>人事教育計画課 補任課 厚生課 募集・援護課</p>	<p>（指揮通信システム企画課）</p> <p>第六十七条 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（総務課）</p> <p>第三百二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 各部、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>六～十一 （略）</p> <p>（人事教育部の分課）</p> <p>第四百四十一条 人事教育部に、次の五課を置く。</p> <p>人事計画課 補任課 厚生課 援護業務課</p>

(削る)

(人事教育計画課)

第四百四十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 職員の補充に関すること（統合幕僚監部及び募集・援護課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 (略)
- 四 予備自衛官の制度に関すること。
- 五 教育訓練計画に関すること（統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 学校及び教育訓練部隊に関すること。
- 七 学校における調査及び研究の計画に関すること。
- 八 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。
- 九 部内の事務の総括に関すること。

(補任課)

第四百四十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 (略)

(募集・援護課)

第四百四十五条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の募集に関すること。

教育課

(人事計画課)

第四百四十二条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
 - 二 職員の補充に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 (略)
 - 四 予備自衛官の制度及び招集手続に関すること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 五 部内の事務の総括に関すること。

(補任課)

第四百四十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（人事計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 (略)

(援護業務課)

第四百四十五条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (新設)
- 一

- 二 予備自衛官の招集手続に関すること。
- 三 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 四 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。
- 五 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関すること。

(削る)

(防衛部の分課)

第四百四十六条 防衛部に、次の四課を置く。

- 防衛課
- 事業計画第一課
- 事業計画第二課
- 施設課

第四百四十七条 (略)

- (新設)
- 一 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 二 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関すること。

(教育課)

第四百四十六条 教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練計画に関すること(統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く)。
- 二 学校及び教育訓練部隊に関すること。
- 三 学校における調査及び研究の計画に関すること。
- 四 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

(防衛部の分課)

第四百四十七条 防衛部に、次の四課を置く。

- 防衛課
- 装備体系課
- 情報通信課
- 施設課

第四百四十八条 (略)

(事業計画第一課)

第四百八十八条 事業計画第一課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部及び事業計画第二課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画に関すること。
 - 二 航空装備品等の基準に関すること。
 - 三 (略)
- (削る)

(事業計画第二課)

第四百四十九条 事業計画第二課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく宇宙、サイバー及び電磁波に関する領域に係る航空装備品等並びに航空自衛隊の情報システムの取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画に関すること。
- 二 宇宙、サイバー及び電磁波に関する領域に係る航空装備品等並びに航空自衛隊の情報システムの基準に関すること。
- 三 宇宙、サイバー及び電磁波に関する領域並びに航空自衛隊の情報システムに係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

(装備体系課)

第四百四十九条 装備体系課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関すること。
- 二 装備の基準に関すること。
- 三 (略)
- 四 防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

(情報通信課)

第五百十条 情報通信課は、次に掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 航空自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)

ること。

四 通信の計画及び監理に關すること（統合幕僚監部及び情報課の所掌に屬するものを除く。）。

五 電波の使用計画及び監理に關すること。

六 暗号に關すること。

七 信号に關すること。

八 航空自衛隊の情報システムの整備及び管理、通信の計画及び監理、電波の使用計画及び監理、暗号並びに信号に關する技術指導に關すること（情報課の所掌に屬するものを除く。）。

第二百五十条（略）

第二百五十一条（略）

（運用支援課）

第二百五十二条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

一・二（略）

（削る）

三〜五（略）

六 航空機の運航、航空管制及び航空気象に關する技術指導に關すること。

七 部内の事務の総括に關すること。

二 通信の計画及び監理に關すること。

三 電波の使用計画及び監理に關すること。

四 暗号に關すること。

五 信号に關すること。

六 航空自衛隊の情報システムの整備及び管理、通信の計画及び監理、電波の使用計画及び監理、暗号並びに信号に關する技術指導に關すること。

第二百五十一条（略）

第二百五十二条（略）

（運用支援課）

第五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

一・二（略）

三 輸送に關すること。

四〜六（略）

七 輸送、航空機の運航、航空管制及び航空気象に關する技術指導に關すること。

八 部内の事務の総括に關すること。

(情報課)

第一百五十三条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関すること。

四 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

五 第三号に規定する事務に関する技術指導に関すること。

第一百五十四条 (略)

(装備課)

第一百五十五条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(調達、補給、整備及び輸送の計画に限る。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、航空装備品等の補給、保管及び整備の計画並びに輸送の計画の総合調整に関すること。

三・四 (略)

五 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務並びに輸送に関する業務の研究改善に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

六 部内の事務の総括に関すること。

(情報課)

第一百五十四条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(新設)

第一百五十五条 (略)

(装備課)

第一百五十六条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(調達、補給及び整備の計画に限る。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、航空装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三・四 (略)

五 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務の研究改善に関すること。

六 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること(首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

七 航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。

八 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

九 部内の事務の総括に関すること。

(整備・補給課)

第一百五十六条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 輸送に関する事(統合幕僚監部及び装備課の所掌に属するものを除く。)
- 三 五 (略)

(部長及び課長)

第一百五十七条 部に部長を、課に課長を置く。

二 四 (略)

(科学技術官)

第五十八条 幕僚監部に、科学技術官一人を置く。

2 科学技術官は、航空自衛官をもつて充てる。

3 科学技術官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求に関する事。

二 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関する事(首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

三 幕僚監部の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集及び整理に関する事。

四 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関する事。

(首席衛生官)

(整備・補給課)

第一百五十七条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (新設)
- 二 四 (略)

(部長及び課長)

第五十八条 部に部長を、課に課長を置く。

2 四 (略)

(新設)

(首席衛生官)

第百六十一条 幕僚監部に、首席衛生官一人を置く。

2 (略)

3 首席衛生官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 適性検査に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。

三 六 (略)

第百六十一条 幕僚監部に、首席衛生官一人を置く。

2 (略)

3 首席衛生官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 適性検査に関すること（人事計画課の所掌に属するものを除く。）。

三 六 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

備考 (略)		航空幕僚監部		組織の区分
		航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官		官職
		一種		種別
改正案				
備考 (略)		航空幕僚監部		組織の区分
		航空幕僚副長 部長 課長 監理監察官 首席法務官 首席衛生官		官職
		一種		種別
現行				